平成２２年（フ）第２９４号
宮崎市丸山２丁目115番地１　プレタメゾン丸山201号、住民票上の住所宮崎県西都市大字南方1426番地
債務者　山﨑　武定
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　郷　　俊介
4　破産債権の届出期間　平成22年10月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月５日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１８３号
北海道富良野市栄町２番１号
債務者　及川　麗子
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　万字　　達
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年10月27日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５４４号
神奈川県伊勢原市桜台４丁目６番25号　サンリバティⅠ―102号
債務者　安田　眞一
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内山　修一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５３９号
宮城県名取市手倉田字八幡75番地の１　シャローネ星107号
債務者　堀江　由美
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅沼　貞夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月26日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４６６号
和歌山市加納264番地の６
債務者　和泉　美鈴
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　和也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月８日午前11時35分
5　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３１５号
愛媛県松山市宮田町139番地６　寿ビル604号
債務者　馬越　政男
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　正人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４１４号
愛媛県松山市古川北２丁目19番32号
債務者　吉田　裕吾
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越智　顕洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４１５号
愛媛県松山市古川北２丁目19番32号
債務者　吉田　康人
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越智　顕洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第８６号
三重県伊賀市蔵縄手817番地
債務者　山下　哲生
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第３０７号
滋賀県栗東市下戸山1605番地　224
債務者　狩野　　智
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　恭子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月８日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５１号
大分県速見郡日出町大字大神9535番地63
債務者　佐藤　哲也
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古庄　玄知
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第７１２号
兵庫県西宮市枝川町14番95―302号
債務者　西園　真輔
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　吉彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月４日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１５５号
宮崎県えびの市大字原田2199番地１　グループホームもみの木、住民票上の住所宮崎県えびの市大字原田2734番地104
債務者　前原　嗣男
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人えいらく法律事務所
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２６２号
山形市松見町９番10号　アネックス88―201号
債務者　越田　尚子
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後４時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３４８号
長崎県長崎市坂本２丁目14番７号
債務者　山元　健治
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３４９号
長崎県長崎市坂本２丁目14番７号
債務者　山元　正枝
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係